

## 1. しょうがい者手帳について

○身体にしょうがいのある方、知的にしょうがいのある方、精神にしょうがいのある方は次の手帳の交付を受けることで、各種福祉制度を活用することができます。

### (1) 身体障害者手帳

○視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫機能について永続するしょうがいのある方に、そのしょうがいの程度に応じて1～6級に該当する場合、身体障害者手帳が交付されます。

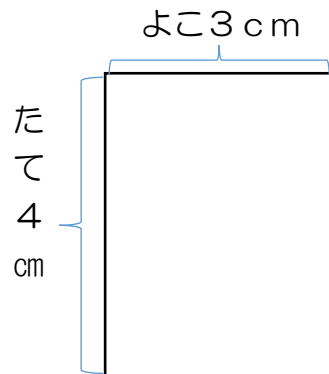
○障害程度は別表1を参照してください。

○手帳の各種手続きと必要な提出書類等

区分	提出書類等	申請書 (届出書)	診断書 意見書	顔写真 1枚	お持ちの 身体障害者 手帳	マイナンバー のわかるもの
新規申請		※窓口で記入	○	○		○
障害程度変更・追加			○	○	○	○
居住地・氏名等の変更					○	○
再交付				○		○
返還					○	

※診断書・意見書は、身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師が作成したものでなければ有効となりませんので、事前にお問い合わせください。

○顔写真のサイズ



○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

## (2) 療育手帳

○心身の発達期である概ね18歳までに現れた、生活上の適応障害を伴う知的しょうがいのために、医療・教育・福祉等の生活場面で援助を必要とする状態の方に、そのしょうがいの程度に応じて重度の場合はA判定、軽・中度の場合はB判定に該当すると判定された場合、療育手帳が交付されます。

### 【申請前の判定を受けるには】

交付申請を行う前に、心理検査等ではしょうがいの程度を判定する必要があります。

18歳未満の方は室蘭児童相談所苫小牧分室で心理検査等の判定を受ける必要があります。判定を受けるには、室蘭児童相談所苫小牧分室で直接判定を受けることもできますし、安平町内での巡回相談時に判定を受けることができます。

18歳以上の場合は、安平町役場健康福祉課職員による聞き取り調査の後、札幌市にある北海道立心身障害者総合相談所で心理検査等の判定を受ける必要があります。

※判定の申込先及び問合せ先

・18歳未満の方

#### ①室蘭児童相談所苫小牧分室での直接判定

～室蘭児童相談所苫小牧分室 電話：0144-61-1882

#### ②室蘭児童相談所の安平町巡回相談

～安平町役場健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

・18歳以上の方

～安平町役場健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

○しょうがい程度について

### ①A判定

知能指数（IQ）が概ね35以下であり、日常生活に常時介護が必要な方で、下記のいずれかの要件に該当する方。

・食事、着脱衣、排泄及び洗面などの日常生活に介護が必要な方で、社会生活への適応が著しく困難である方。

・頻繁なてんかん等の発作、又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする方。

・盲、若しくはろうあ、又は肢体不自由により身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている方であって、知能指数（IQ）が概ね50以下である方。

### ②B判定

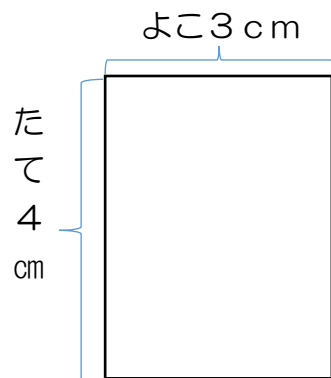
上記以外の知的障害の方

※障害程度は、日常生活、社会生活等の能力を総合的に判断して決定されるため、知能指数（IQ）だけでは一概に区別できません。

○手帳の各種手続きと必要な提出書類等

区分	提出書類等	申請書 (届出書)	顔写真 1枚	所持している 療育手帳	印鑑
新規申請		※窓口で記入	○		○
居住地・氏名等の変更				○	○
再交付			○		○
返還				○	

○顔写真のサイズ



○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

○精神疾患を有する方のうち、初診後6ヶ月を経過しても、精神しょうがいのために長期に渡って日常生活又は社会生活への制約がある方に、しょうがいの程度に応じて1～3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付されます。精神しょうがいは治療の状況によって程度が変化するため、有効期間は2年間となります。

#### ○対象者

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神障害、器質性精神障害等の全ての精神疾患が対象となります。

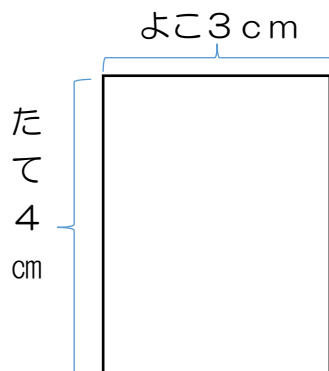
※ただし、知的障害は含まれません。

#### ○手帳の各種手続きと必要な提出書類等

区分	提出書類等	申請書	診断書 又は障害 年金証書	顔写真 1枚	お持ちの 精神障害者 保健福祉手帳	マイナンバー のわかるもの
新規申請		※窓口で記入	○	○		○
更新申請			○		○	○
障害等級変更			○	○	○	○
居住地・氏名等の変更					○	○
札幌市・他県等からの転入				○	○	○
再交付				○		○
返還					○	

※精神障害を事由として障害年金を受給している場合には、診断書に代わって障害年金証書により申請することができます。この場合、精神障害者保健福祉手帳の等級は、障害年金の等級と同じになります。有効期間は2年間となります。

#### ○顔写真のサイズ



#### ○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

## 2 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス

### ■施設利用・ヘルパー等のサービス

#### (1) 福祉サービスの種類

○障害者総合支援法では、身体・知的・精神などのしょうがい種別にかかわらず、ヘルパーやショートステイなど、どのしょうがいにも共通する障害福祉サービスの制度を設けており、しょうがいをお持ちの方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

しょうがい児にかかわる施設関係の福祉サービスは児童福祉法に基づくサービスとして一本化されていますが、在宅関係のサービスは、障害者総合支援法と児童福祉法の2つの法律に基づき行われています。

障害福祉サービスには、ヘルパーの利用など介護保険法に同様のサービスが設けられているものもあります。しょうがいをお持ちの方が介護保険法の被保険者の場合に、こうした福祉サービスを利用しようとするときは、原則として介護保険法のサービスを優先的に利用することとなりますので、注意してください。

#### ア 相談支援（障害者総合支援法）、障害児相談支援（児童福祉法）

○しょうがいをお持ちの方が、地域で生活する上で必要となる相談援助を行い、下記イ～エのサービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を作成します。

サービス名	サービス内容
・地域移行支援	施設に入所、又は精神科医療機関に入院しているしょうがい者等に対して、退所・退院後の住居確保等の地域生活に移るために必要な相談援助を行います。
・地域定着支援	単身等で在宅生活をするしょうがい者等に対して、そのしょうがい特性のために起きた緊急の事態に対処するための支援を必要とする場合に、相談援助を行います。
・就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化で生活面の課題が生じている方に、関係機関と連絡調整等を行いながら、課題解決のための相談支援をするサービスです。
・サービス利用支援 ・継続サービス 利用支援	地域移行支援、地域定着支援、福祉サービスを利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となるサービス等利用計画（案）を作成します。 また、実際のサービス利用開始後、一定期間ごとにサービス利用状況を点検し、よりの確なサービス利用のあり方に向けて連絡調整等を行います。 ※障害福祉サービス利用を希望する場合は、サービス等利用計画の作成が必須となります。
・障害児支援 利用援助 ・継続障害児支援 利用援助	障害児通所支援を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる障害児支援利用計画（案）を作成します。 また、実際の障害児通所支援利用開始後、一定期間ごとにサービス利用状況を点検し、よりの確なサービス利用のあり方に向けて連絡調整等を行います。 ※障害児通所支援利用を希望する場合は、サービス等利用計画の作成が必須となります。

## イ 介護給付（障害者総合支援法）

○しょうがいが一定以上の程度の方に対して、生活上・療育上に必要な支援を行います。下記項目にある障害福祉サービスで、介護保険法にも同様のサービスがある場合には、原則的に介護保険法のサービス利用が優先となります。

サービス名	サービス内容
・居宅介護	自宅における入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
・重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とするしょうがい者に対して、居宅介護の項目で示した援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
・同行援護	視覚しょうがいによって、移動に著しい困難がある方に対して、外出時の代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護を行います。
・行動援護	知的・精神にしょうがいのある方で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
・療養介護	医療とともに常に介護を必要とするしょうがい者に対し、昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
・生活介護	常に介護を必要とするしょうがい者に対して、昼間に施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
・短期入所	自宅で介護する方が病気にかかる等の理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
・重度障害者包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い方に対して、居宅介護、行動援護等の複数のサービスを包括的に行います。
・施設入所支援	施設に入所するしょうがい者に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

## ウ 訓練等給付（障害者総合支援法）

○サービスの利用を希望するしょうがい者に対して、事業所にて身体的・社会的なリハビリテーションや就労のための訓練・支援を行います。

サービス名	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）</li> </ul>	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型自立訓練</li> </ul>	知的又は精神にしょうがいのある方に対し、一定期間居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び援助を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労移行支援 （養成施設）</li> </ul>	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援 （A型）</li> <li>・就労継続支援 （B型）</li> </ul>	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助 （グループホーム）</li> </ul>	夜間や休日に、共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

## エ 障害児通所支援（児童福祉法）

○しょうがい児（療育を行う必要があると認められた児童を含みます。）に対して、通所先の施設において、必要な療育・支援を行います。

サービス名	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> </ul>	療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型児童発達支援</li> </ul>	肢体不自由のある児童に対して、医療機関等で児童発達支援及び治療を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul>	小学生、中学生、高校生である児童に対して、授業終了後又は学校休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	保育園、幼稚園などに通う児童に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育園等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

## オ 地域生活支援事業

○ア～エのサービスとは別に、町が障害者総合支援法に基づき行う各種事業として、下記表の事業を行います。これは、しょうがいのある方がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、町独自の支援策を設けたものです。

事業名	事業内容
・相談支援事業	しょうがいのある方及びしょうがいのある方の保護者や介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。
・コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等のしょうがいによって、意思疎通を図ることが困難なしょうがい者に対して、手話又は要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
・日常生活用具給付事業	しょうがい者に対し、日常生活用具の給付、貸与を行います。 詳細は次章で説明していますので、参照してください。
・移動支援事業	屋外での移動及び社会参加が困難なしょうがい者に対し、外出のための支援を行います。
・地域活動支援 セーター事業	通所先の施設において、地域生活を支援するために創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に必要な事業を行います。
・入浴サービス事業	居宅において入浴が困難なしょうがい者に対し、訪問入浴サービス又は施設における入浴サービスを提供します。
・日中一時支援事業	自宅で介護する方が病気にかかる等の理由により、一時的に介護が出来ない場合に、日中施設で入浴、排泄、食事の介護を援助し、活動の場の確保を行います。
・生活サポート事業	介護給付の対象外となったしょうがい者に対し、日常生活に関する支援及び家事に対する援助を行います。
・成年後見制度 利用支援事業	身寄りの無いしょうがい者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の利用に向けた支援を行います。

## (2) サービス利用の手続

○(1) ア～エの福祉サービスを利用するには、おおよそ次の流れに沿って手続をすることとなります。

### ①相談・申請（利用希望者→町健康福祉課）

町健康福祉課へ相談し、サービスが必要な方は申請を行います。



### ②サービス等利用計画案の提出依頼（町健康福祉課⇔相談支援事業所）

町健康福祉課より相談支援事業所に相談し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。町は、相談支援事業所の作成したサービス等利用計画案を確認し、必要性を検討します。



### ③認定調査（町健康福祉課→利用希望者）

サービスの利用意向や生活・障害の状況について、居宅の訪問等によって聞き取り調査を行います。



### ④審査・判定（町健康福祉課）

介護給付の利用希望者は、調査結果及び医師の意見書をもとに障害支援区分認定審査会で審査・判定を行い、どのサービスが必要な状態が障害支援区分を認定します。



### ⑤決定通知・受給者証交付（町健康福祉課→利用希望者）

障害支援区分や利用意向、サービス等利用計画案の内容により、サービス内容や支給量、月額負担上限額等の支給決定が行われ、受給者証が交付されます。（認定結果に不服がある場合は、北海道知事に対して審査請求ができます。）



### ⑥サービス等利用計画の提出（相談支援事業所⇔町健康福祉課）

交付された受給者証のサービス内容、支給量を相談支援事業所が確認し、相談支援事業所はサービス等利用計画を町健康福祉課に提出します。



### ⑦利用契約・負担額等の支払（利用希望者⇔事業所）

利用する事業所を選択し、サービス利用に関する申込や契約を行います。利用した際には、利用者負担額や食費等の実費を事業所に支払います。



### ⑧介護給付費等の支払（事業所⇔町健康福祉課）

町はサービス提供事業所に対して介護給付費等を支払います。

※18歳未満の方については、審査会を得ず、調査等によってサービス利用を決定します。

### (3) 障害支援区分と利用できるサービス

○下表のサービスを利用できるのは、障害支援区分の認定を受けた方です。ただし、18歳未満の方や下表以外の(1)のウ～オのサービス(訓練等給付、障害児通所支援、地域生活支援事業)は障害支援区分認定を受けなくてもサービスが利用できます。

サービス名 障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					二肢以上の麻痺、歩行・移乗・排尿・排便ができる以外		
※同行援護	◇	◇	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
				認定調査項目の行動関連項目の合計が10点以上			
重度障害者等包括支援		重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要若しくは最重度知的障害がある、又は行動関連項目等の合計が10点以上					○
短期入所		○	○	○	○	○	○
療養介護						☆	△
生活介護	通所		□	○	○	○	○
	入所			□	○	○	○
施設入所支援				□	○	○	○

次の印がついている区分は、条件を満たしている方が利用できます。

☆～筋ジストロフィー症又は重症心身しょうがいがある方

△～人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

□～50歳以上の方

◇～身体介護が無い方

※同行援護は、障害支援区分認定調査のほかに、アセスメント票に基づいた調査も必要となります。

#### (4) 利用者負担

○原則として、利用したサービス費用の1割負担が利用者負担となります。

##### ①負担上限月額（原則）

ただし、障害福祉サービス及び障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり1ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は発生しません。

所得区分		対象となる利用者	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得		町民税非課税世帯に属する方	0円
課税世帯	一般1	(1) 共同生活援助、宿泊型自立訓練以外のサービス利用者で、次のいずれかに該当する方 ア 施設に入所していない18歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の町民税の所得割の額の合計が16万円未満となる方 イ 施設に入所する20歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方 (2) 施設に入所していない18歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	9,300円 ((2)の場合、4,600円)
	一般2	町民税課税世帯に属する方で、一般1に該当しない方	37,200円

※この表においての「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

##### ②高額障害福祉サービス

同一世帯の中で、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、障害福祉サービスと補装具費の負担上限月額は合算することになりました。

##### ③利用者負担軽減措置

○入居・入所施設の家賃、食費、光熱水費の実費負担については、各施設で金額が設定されています。ただし、低所得者に対する給付においては、これらの実費負担に対して軽減措置が講じられます。

また、通所施設に置いても、食費等の実費負担が各施設で金額が設定されていますが、①の表の低所得、一般1に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみ負担し、本来の額のおよそ1/3の負担となります。

○これらの負担軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することで生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

#### ④多子軽減措置

○町民税課税者である同一保護者について、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等を利用した未就学の児童が複数いる場合、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

#### ⑤障害児通所給付費の利用者負担無償化

○障害児通所給付費のうち、児童発達支援を利用する場合は、幼児教育無償化に伴い、利用者負担が無償化されました。

#### (5) 申請方法

申請手続きの前に、利用するサービスのご希望を確認させていただきますので、事前にご相談ください。

#### ○障害福祉サービス、児童発達支援の申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### 3 補装具・日常生活用具について

#### (1) 補装具について

○しょうがいを補うための補装具の購入及び修理について、費用の支給を受けられます。

・対象となるのは、身体障害者手帳の所持者、または身体障害者手帳交付申請手続きをされた方、もしくは難病患者等であることが医師の意見書等によって認められる方です。

・購入、修理を行う前に、所定の手続きが必要です。

・補装具費は基準額の範囲内で支給されます。

・基準額の範囲内であっても、町民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が発生します。

ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。

※世帯の中に町民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります。

・他法の規定により補装具費の支給に相当するサービスが受けられる場合は、他法による申請をしてください。

法律区分	問合せ機関	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苫小牧労働基準監督署	住所：苫小牧市港町 1-6-15 電話：0144-33-7396
介護保険法の対象となる方が介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望する場合	安平町健康福祉課 国保・介護グループ	電話：0145-29-7072

○補装具種目

障害種別	補装具種目
肢体不自由等	義肢、装具、座位保持装置、☆車椅子、☆電動車椅子、☆歩行器、☆歩行補助杖（一本杖以外）、重度障害者用意思伝達装置 【児童のみ】 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚しょうがい等	盲人安全杖、義眼、眼鏡（色眼鏡以外）
聴覚しょうがい等	補聴器
言語機能しょうがい等	重度障害者用意思伝達装置

※☆の用具は介護保険法の福祉用具と同様

○費用負担

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	
一般	町民税課税世帯で、本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が46万円未満	37,200円

○申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

○補装具の申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

(2) 日常生活用具について

○重度のしょうがい者等が日常生活を行う上で、必要な用具の購入費用の支給又は貸与を受けることができます。

- ・対象者は身体障害者手帳を所持している方、もしくは難病患者等で在宅療養が可能であると医師の意見書等によって認められる方です。
- ・購入する前に所定の手続きが必要です。
- ・給付、貸与費は基準額の範囲内で支給されます。
- ・基準額の範囲内であっても、町民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が発生します。ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。

※世帯の中に町民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります。

他法の規定により日常生活用具の支給に相当するサービスが受けられる場合は、他法による申請をしてください。

法律区分	問合せ機関	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苫小牧労働基準監督署	住所：苫小牧市港町 1-6-15 電話：0144-33-7396
介護保険法の対象となる方が介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望する場合	安平町健康福祉課 国保・介護グループ	電話：0145-29-7072

・消防法の改正により、火災報知機の設置が義務化されました。対象要件に該当する場合は、担当課までご相談ください。

○日常生活用具種目は表のとおりです。

対象者は目安であり、障害等級や世帯の状況等により詳細な要件が定められていますので、詳細は下記問合せ先の担当課までご相談ください。

区分	種目	対象者	性能等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者又は 寝たきりの状態にある 難病患者等で学齢児以上のも	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級の障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等（常時介護を要する者に限る。）で原則として3歳以上のもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの

<p>介護・訓練支援用具</p>		<p>知的障害児・者として判定され障害程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの</p>	<p>失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの</p>
	<p>特殊尿器</p>	<p>下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者又は自力で排尿できない難病患者等（常時介護を要するものに限る。）で原則として学齢児以上のもの</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの</p>
	<p>入浴担架</p>	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者で原則として3歳以上のもの（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）</p>	<p>障害児・者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの</p>
	<p>体位変換器</p>	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者又は寝たきりの状態にある難病患者等で原則として学齢児以上のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）</p>	<p>介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>

介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。
	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの若しくは下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者又は常時介護を必要とする難病患者等で原則として学齢児以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	歩行補助杖 （T字状又は棒状の一本杖）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害又は下肢が不自由な難病患者等で原則として学齢児以上の者	木材（ニス塗装）
			軽金属（塗装無し）
	移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児・者又は下肢が不自由な難病患者等で、原則として3歳以上のもの	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>
	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障害及び精神障害でそれぞれ原則として3歳以上のもの	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの
平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で原則として3歳以上のもの			

自立生活支援用具	特殊便器	知的障害児・者と判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢障害２級以上の障害児・者又は上肢に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	火災報知器	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級２級以上の障害児・者で、それぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級２級以上の障害児・者又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの

自立生活支援用具	電磁調理器	知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者若しくは視覚障害2級以上の障害者で18歳以上のもの	知的障害者が容易に使用し得るもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者で原則として学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者2級の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う障害児・者で、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上のもの	障害児・者又はその介護者等が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上のもの	障害児・者又はその介護者等が容易に使用し得るもの
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害児・者	障害児・者が容易に使用し得るもの

在宅療養等支援用具	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の障害児・者で原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の障害児・者で原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	上肢障害２級以上又は言語、上肢複合障害２級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）又は視覚障害２級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	パーソナルコンピュータ・視覚障害者用ワープロソフト（入力文字を音声化）・画面拡大ソフト（強度の弱視者に画面を拡大）・画面音声化ソフト（画面の文字を音声化）・インテリキー（障害に合わせることができる大型キーボード）・ジョイスティック（マウスが使えない者のための操作棒）等で、障害児・者が容易に使用し得るもの
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの

情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として3歳以上のもの	標準型	32マス18行、両面書真鍮版製
				32マス18行、両面プラスチック製
			携帯用	32マス4行、片面書アルミニウム製
				32マス12行、片面プラスチック製
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる障害児・者	視覚障害児・者が容易に操作できるもの	
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害児・者で、原則として学齢児以上のもの		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		

情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	視覚障害２級以上の障害者で原則として学齢児以上のもの（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害児・者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	
	人工喉頭		喉頭を摘出した障害児・者	笛式（呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの）
				電動式（顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池、充電器を含む。）
点字図書	主に情報の入手を点字により行っている視覚障害児・者	点字により作成された図書		

排泄管理支援用具	蓄尿袋（付属の衛生用品を含む。）	ストーマ（人工膀胱）造設児・者	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップを有し、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの
	蓄便袋（付属の衛生用品を含む。）	ストーマ（人工肛門）造設児（者）	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの

排泄管理支援用具	紙おむつ等	<p>3歳以上の者で、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの</p> <p>1 治療によって軽快する見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形等のため、ストーマ用装具を装着することができない者</p> <p>2 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>3 脳性まひ等の脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難な者</p>	<p>障害児・者又は介護者が容易に使用し得る次に掲げるもの</p> <p>1 紙おむつ</p> <p>2 サラシ・ガーゼ・脱脂綿</p> <p>3 洗腸用具</p> <p>障害児・者又は介護者が容易に使用し得る次に掲げるもの</p> <p>1 紙おむつ</p> <p>2 サラシ・ガーゼ・脱脂綿</p> <p>3 洗腸用具</p>
	収尿器	<p>脊髄損傷等により、排尿のコントロールが十分にできない高度の排尿機能障害児・者で、原則として3歳以上のもの</p>	<p>耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（女性用）</p> <p>ポリエチレン製の採尿袋を有するもの（導尿ゴム管付き（20枚を1組）（女性用）</p>

住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害児・者であって障害等級3級以上の者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等（特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害児・者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの。給付は原則として1回とする。 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取り替え 6 その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
-------	------------------	---	---

○費用負担

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	基準額の0.5割負担
一般	町民税課税世帯で本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が46万円未満	基準額の1割負担

○申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

○日常生活用具の申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071



### (3) 特別障害給付金

○国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、福祉的措置として創設された制度です。

○平成3年3月以前に国民年金任意加入者であった学生、昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者が、当時国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在政令に定めるしょうがいの状態に該当する場合に支給されます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害退職年金などを受給することができる方は対象になりません。

○支給は請求した月の翌月分からになります。

○給付金額 障害等級：1級 月額52,450円  
2級 月額41,960円

※身体障害者手帳の等級とは制度が異なります。

### ○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### 【手 当】

#### (1) 特別障害者手当

○身体又は精神に著しく重度のしょうがいのある20歳以上の方で、日常生活に常時特別の介護を要する方に支給される手当です。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して3ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

- ・手当額 月額27,350円
- ・年4回支給（5月、8月、11月、2月）

[申請手続きに必要なもの]

申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

### (2) 障害児福祉手当

○身体又は精神に重度のしょうがいのある20歳未満の方で、日常生活に常時介護を要する方に支給される手当です。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して3ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

○手当額 月額14,880円

○年4回支給（5月、8月、11月、2月）

#### [申請手続きに必要なもの]

申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

### (3) 特別児童扶養手当

○身体又は精神にしょうがいがあり、特別児童扶養手当制度に定める程度のしょうがいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

○手続きに必要なもの

申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して3ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

○手当額 1級 月額52,500円

2級 月額34,970円

○年4回支給（5月、8月、11月、2月）

#### (4) 在日外国人の福祉手当

○昭和57年1月1日現在に満20歳に達していた在日外国人の重度心身しょうがい者で、しょうがいを事由とした公的年金等を受給していない方が対象です。

○手当額 月額25,000円

○年3回支給

○特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在日外国人福祉手当の申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

#### 【その他】

##### (1) 心身障害者扶養共済制度

○心身しょうがい児(者)を扶養している保護者の相互扶助精神に基づき、保護者が生存中に一定の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したとき(重度しょうがいになったとき)に、残された心身しょうがい者に終身一定の年金を支給する制度です。

○心身しょうがい児(者)の範囲

・知的しょうがい児(者)

・身体しょうがい児(者)～身体障害者手帳1級～3級所持者

・精神又は身体に永続的なしょうがいを有する方で、上記と同程度のしょうがいと認められる方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

○加入対象者

・上記の心身しょうがい児(者)を現に扶養している保護者で、年齢が65歳未満の方

○掛金

・加入者の年齢に応じた掛金を納めなければなりません(2口まで加入可能)。

・掛金(月額保険料は加入時の年齢により固定)

※低所得世帯の方には、1口目の掛金を補助する制度があります。

○年金額

1口加入者：月額20,000円

2口加入者：月額40,000円

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

## （２）生活福祉資金貸付制度

○身体、知的又は精神にしょうがいがあるため、長期に渡り日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方が属する世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会生活の促進を図り、安定した生活を営むための資金の貸付を行います。

○貸付に際しては、他の公的貸付制度の活用が優先されます。

○申込については、貸付条件があります。

○原則として連帯保証人１名が必要となります。

○貸付枠に制限があります。

○申請先

早来地区在住の方～安平町社会福祉協議会 本所（早来大町 41 番地 かしわ館内）

追分地区在住の方～安平町社会福祉協議会追分支所（追分中央 1 番地 40 ぬくもりセンター内）

【問合せ先】 安平町社会福祉協議会本所 電話：0145-22-3061

## （３）生活保護制度

○生活していくうえで、自らの力ではどうしても生活できなくなるときに、国が最低生活を保障するとともに、一日も早く自らの力で生活していけるように援助する制度です。

ただし、生活保護法には「保護は生活に困窮するものが、その利用しえる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と書かれているように、まずは自分自身の持っているものや出来ることを活用することが求められます。そのようにあらゆる方法を試みても、なお生活が困窮しているときに利用できる制度です。

○保護の種類と内容

- ・生活扶助～食費、衣類、光熱水費など日常生活に必要な費用
- ・住宅扶助～家賃、間代などの費用
- ・教育扶助～学用品、給食費などの義務教育に必要な費用
- ・介護扶助～介護が必要とされたときの費用
- ・医療扶助～病気、けがの治療に必要な費用
- ・出産扶助～出産のための費用
- ・生業扶助～小規模な事業開始時の費用や技能を身につける費用
- ・葬祭扶助～葬祭のための費用

○保護の仕組み

保護は、世帯を単位としますので、保護を受けることができるかどうかは、国の定める基準に基づいて算定した最低生活費とその世帯で得られる収入とを比べて判断されます。

最低生活費は、家族の年齢や人数などにより異なり、扶助の内容も世帯の状況や収入状況によって異なります

#### ○保護を受けている人の義務

生活保護を受けている人は、それぞれの能力に応じて働く必要があります。そして、自分で、健康を保持及び増進するよう努力し、家計を適切に管理しながら、無駄な支出をせず、生活を維持し、よりよい暮らしにするよう努力しなければなりません。

#### ○生活保護申請の手続き

申請希望または申請を検討される場合は、下記申請先にてご相談に応じます。生活保護の概要説明や申請手順の説明を行います。生活保護を申請しない場合でも、相談の内容によって別の制度や他の諸施策の活用についてご説明します。

生活保護の決定は北海道胆振総合振興局で行われるため、申請書を提出された後、胆振総合振興局担当職員が訪問調査を実施し、保護の可否を決定します。

#### ○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

北海道胆振総合振興局保護第一係 電話：0143-24-2437

#### (4) 生活困窮者自立支援制度

○生活困窮者への支援を強化する目的で、平成27年4月から支援制度が始まりました。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できないおそれのある方に対して、相談員が寄り添いながら支援を行います（既に生活保護を受給している方は対象外となります）。

#### ○事業内容

##### ①自立相談支援事業

日常・社会生活・経済的な自立を目指し、相談者と一緒にプランを作成し、解決に向けて相談員と一緒に取組めます。

##### ②住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った方、又は失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

##### ③家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように、専門の相談員と一緒に取組めます。

##### ④子どもの学習支援事業

生活に困窮している世帯の中学生に、学習支援をはじめ、居場所作りなど必要な支援を行います。

##### ⑤総合相談窓口

どの制度にも繋がらない方、どこに相談していいかわからない方などに対し、必要な機関に繋いだり、相談支援を行っています。

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ

電話：0145-29-7071

生活就労サポートセンターいぶり

電話：0120-09-0783

## (5) とまこまい若者サポートステーション

○働くことについて、様々な悩みを抱えている15歳から49歳までの方を対象に、就労に向けてサポートする機関です。

### ○支援の流れ

面談にて、「計画」⇒「体験」⇒「確認」⇒「見直し」のサイクルを繰り返しながら、目標に向けてサポートしていきます。

#### ①相談申込

予約が必要となりますので、下記までご相談ください。

#### ②初回相談

登録手続きに向けて、主訴を確認していきます。

#### ③個別相談

就労に向けたサポート内容について検討し、個別の面談を実施します。

#### ④各種プログラム

スキルアップを目標にした各種プログラムに参加します。

#### ⑤就職決定

ハローワークなどの様々な機関と連携し、就職活動をサポートします。

#### ⑥就労定着・ステップアッププログラム

就職後の悩み、仕事のステップアップに関する相談に対応します。

### ○問合せ先

とまこまい若者サポートステーション 電話：0144-84-8670

住所：苫小牧市表町3丁目2-13

王子不動産第2ビル6階

## (6) 住宅金融支援機構による割増融資

○しょうがい者に配慮した住宅を建てられる方等に、住宅ローンに割増融資を行う制度です。

### ○種別

#### ①住宅の建設・購入に対する割増融資

しょうがい者と同居する場合～300万円割増融資

#### ②住宅設備等の工事に対する割増融資

・段差解消等のバリアフリー化工事～150万円割増融資

・段差解消等のバリアフリー化工事、ホームエレベーター、階段昇降機、車いす対応キッチンユニット等の設備を設置～250万円割増融資

#### ③身体しょうがい者向け住宅改良工事に対する融資額の増額～530万円→1,000万円

### ○問合せ先

・住宅金融支援機構北海道支店 電話：0570-0860-35

・各公庫取扱金融機関

## ■雇用の促進と安定について

○公共職業安定所では、しょうがい者の職業紹介、就職後の職場定着相談などに応じ、またしょうがい者の雇用促進等に関する法律により、雇用の促進と職業の安定を図っています。

### (1) 公共職業訓練

○しょうがいのある方々が、その適性に応じた職業に必要な知識・技能を修得できるよう指導し、就業による自立を図っています。

#### 【訓練科目及び期間】

- ・総合ビジネス科 ～1年
- ・CAD機械科 ～2年
- ・建築デザイン科 ～1年
- ・プログラム設計科～2年
- ・総合実務科 ～1年

### ○問合せ先

苫小牧公共職業安定所 電話：0144-32-5221  
北海道障害者職業能力開発校 電話：0125-52-2774  
住所：砂川市焼山 60 番地

### (2) 職場適応訓練

○身体、知的、精神にしょうがいのある方の能力に適した作業について、6ヶ月以内（重度しょうがい者は1年以内）の実施訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうものです。

○訓練期間中、事業主に対して委託費、訓練生に対して訓練手当が支給されます。

### ○問合せ先

苫小牧公共職業安定所 電話：0144-32-5221

### (3) トライアル雇用事業

○短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適正や業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです。

### ○問合せ先

苫小牧公共職業安定所 電話：0144-32-5221

### (4) 事業主に対する諸制度

○事業主に対しては、雇用率・納付金の設定、報奨金の支給、障害者作業施設設置等助成金の支給など諸施策を講じ、雇用の安定・促進を図っています。なお、公共職業安定所の紹介により、しょうがい者を雇用する事業主に対して、多額の助成金制度があります。

### ○問合せ先

苫小牧公共職業安定所 電話：0144-32-5221  
北海道高齢・障害者雇用支援センター 電話：011-200-6685

#### (5) 北海道障害者職業能力開発校

○しょうがいのある方が技術・技能を身につけ、就業の促進が図られるように砂川市に職業能力開発校が設置されています。

##### ○募集の対象

・就業の意思があり、知識・技能の習得に興味を持つ方で、しょうがいの症状が固定して、集団生活を行える方。

・普通過程（総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD機械科、建築デザイン科）は高等学校を卒業した方（卒業見込含む、もしくは同等以上の学力を有すると認められた方）で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を持った方を対象としています。また、短期過程（総合実務科）は知的しょうがい者を対象としており、就労に必要な知識・技能を修得しようとする方で、療育手帳の交付を受けている方又は公的機関で判定を受けた方です。

##### ○問合せ先

北海道障害者職業能力開発校 電話：0125-52-2774

住所：砂川市焼山 60 番地

#### (6) 函館視力障害センター

○視覚にしょうがいのある方々に対して、就労移行支援（養成施設）や自立訓練（機能訓練）を行い、自立を支援することを目的とした厚生労働省が設置したしょうがい者支援施設です。

##### ○就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格の取得を目指した理療教育を実施しています。

##### ○自立訓練（機能訓練）

視覚にしょうがいのある方々に対して、個々の特性に配慮し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、技術、知識など総合的な訓練を実施しています。

##### ○問合せ先

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター

電話：0138-59-2751

住所：函館市湯川町1丁目 35-20

## ■健康と医療の保障について

(1) 重度心身障害者医療費助成制度

○下記対象者の方の医療費の自己負担を助成します。

○対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障害のみ）の交付を受けている方（通院・入院）
- ・療育手帳あるいは精神科医師の診断書で重度認定を受けている方（通院・入院）
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方（通院）

※所得制限（主たる生計維持者の所得）

扶養人数	所得上限
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

※6人以降加算額は、213,000円です。

※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。

○医療の範囲

- ・通院、入院医療費とともに保険診療のものが対象です。

※精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方は、通院医療費の保険診療のみ対象。

○助成内容

①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

初診時～医科 580円、歯科 510円、訪問看護 580円

再診時～無料

②上記①以外の方

【非課税世帯】

初診時～医科 580円、歯科 510円、柔道整復 270円

訪問看護は医療費の1割負担

再診時～無料

【課税世帯】

初診時・再診時～総医療費の1割

※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、負担割合が1割の方は、重度心身障害者医療受給者証の自己負担額（総医療費の1割）と同一のため、受給者証は交付されません。

○申請に必要なもの

①健康保険証

②印鑑



③しょうがいの程度を証明するもの（次の（１）～（３）のうちいずれか）

- （１）身体障害者手帳
- （２）療育手帳または「重度」の判定（診断）書
- （３）精神障害者保健福祉手帳

※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記④（生計維持者分）が必要な場合がありますので、ご相談ください。

④マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課国保・介護グループ  
 追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ  
**【問合せ先】** 健康福祉課国保・介護グループ 電話：0145-29-7072

（２）自立支援医療

①育成医療

○満18歳未満で身体にしょうがいのある児童が、その身体上のしょうがいを軽減し、日常生活能力を得るために必要な医療給付が公費で受けられます。

※同一保険加入世帯の町民税額に応じて、治療費の一部が自己負担となります。

○身体障害者手帳の有無は問いません。

○原則、治療開始前に申請が必要です。

○指定医療機関での診療に限ります。

○各種手続きと必要書類

提出書類等 手続き	申請書	意見書	保険証 (同一加入保険世帯員全員)	マイナンバー のわかるもの
新規申請	<b>※窓口で記入</b>	○	○ ※人工透析療法受療者は「特定疾病療養受療証」添付)	○
再認定		○	○ ※人工透析療法受療者は「特定疾病療養受療証」添付)	○
居住地・氏名等の変更				○
医療機関、上限額の変更			○	○

○対象となる医療内容

区分	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法
心臓機能障害	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、肝移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

②更生医療

○18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方のしょうがいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るために、必要な医療給付が公費で受けられます。

※保険世帯の町民税額に応じて、治療費の一部が自己負担となります。

○受給者証の交付により行われる医療行為ですので、申請前の医療行為は対象外です。

○更生医療の給付を受けるには、事前に心身障害者総合相談所の判定が必要です。

○身体障害者手帳交付申請と更生医療は同時申請できます。

※更生医療の有効期間開始日が身体障害者手帳交付日以降となるため、身体障害者手帳交付日以前の医療行為は対象外となります。

○各種手続きと必要書類

提出書類等 手続き	申請書	意見書	保険証 (同一加入保険世帯員全員)	マイナンバー のわかるもの
	新規申請	※窓口で記入	○	○ ※人工透析療法受療者は「特定疾病療養受療証」添付)
再認定	○		○ ※人工透析療法受療者は「特定疾病療養受療証」添付)	○
居住地・氏名等の変更				○
医療機関、上限額の変更			○	○

○対象となるしょうがい及び医療内容

- 身体障害者手帳で認定されているしょうがい区分が対象となります。

しょうがい区分	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法
心臓機能障害	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、肝移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

③精神通院医療

○通院による精神医療を継続的に受ける精神しょうがい者等に対して、必要な医療給付が公費で受けられます。

※保険世帯の町民税額に応じて、治療費の一部が自己負担となります。

○受給者証の交付により行われる医療行為ですので、事前に申請が必要です。

○有効期間は1年間です。

※再認定申請は有効期間終了の3ヶ月前から申請することができます。

※新規申請、有効期間終了以降の再認定申請は、町が当該申請書を受理した日が有効期間開始日となります。当該申請には診断書が必要になります。

○通院先医療機関が申請を代行している場合もありますので、申請時には通院医療機関にもご確認ください。

○精神障害者保健福祉手帳を診断書により申請する場合には、精神通院医療の支給申請と同時申請できる場合があります。

※新規申請と同時申請の場合は、初診から6ヶ月以上経過していることが条件となります。

※再認定申請と同時申請の場合は、更新時に行えます。

- 支給認定まで2ヶ月程度かかります。

○各種手続きと必要書類

提出書類等 手続き	申請書	診断書	保険証 (同一加入保険 世帯員全員)	受給者証	マイナンバー のわかるもの
新規申請	※窓口で記入	○	○		○
再認定申請		○ (2年に1回)	○	○	○
居住地・氏名等の変更				○	○
医療機関、上限額の変更			○	○	○

○対象となる医療内容

医療内容
診察
処方薬（院外処方の場合は、薬局を指定医療機関として申請する必要があります）
デイケア・ナイトケア・ショートケア ・社会生活機能の回復を目的として、レクリエーションやミーティングなどのグループ活動を通して、人とのふれあい、仲間作りや生活のリズムを維持するための活動です。 ・通院中の精神しょうがい者等で、主治医の指示がある方が利用できます。
訪問看護（訪問看護ステーション等の場合は、指定医療機関として訪問看護ステーション等を申請する必要があります）

④自立支援医療の自己負担

- 自立支援利用を利用した場合の自己負担は、原則1割負担となりますが、同一加入保険世帯の所得に応じて、ひと月あたりの負担額に上限が設定されます。
- 町民税課税世帯で、高額な治療を長期間にわたり継続される方は、ひと月あたりの負担額に上限額が設定されます（重度かつ継続）。
- 所得の高い一部の方は、自立支援医療の対象外となり、医療保険の自己負担額をお支払いいただくこととなります。

【自己負担整理表】

所得区分 上限額	生活保護	町民税				
		非課税		課税		
		収入		所得割額		
		年収 80 万円以下	年収 80 万円以上	33,000 円未満	33,000 円～ 235,000 円	235,000 円～
月額	0 円	2,500 円	5,000 円	【更生医療・精神通院医療】 医療保険の上限額		対象外
				【育成医療】 5,000 円	【育成医療】 5,000 円	
				重度かつ継続		
				5,000 円	10,000 円	

※自立支援医療における「世帯」とは自立支援医療を受給する方が加入している医療保険単位となります（異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」となります。）。

※「重度かつ継続」とは、次の①～③のいずれかの場合です。

- ①腎臓機能、象徴機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者。
- ②精神保健指定医によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合。
- ③同一世帯で過去12ヶ月以内に高額療養費の支給を3回以上受けた場合。

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

（3）医師等による巡回相談など

○重症心身しょうがい児巡回療育相談

- ・在宅の重症心身しょうがい児に対し、医師・児童相談所職員などが年1回家庭訪問し、総合的な診断を行い、家庭での療育と今後の方向性について相談、指導を行っています。

○問合せ先

室蘭児童相談所 電話：0143-44-4152 住所：室蘭市寿町1丁目6-12

（4）訪問による歯科保健指導・相談

○しょうがいや難病等があるために、歯や口腔内のことで困っていても歯科受診することが困難な方に、気軽に相談していただけるよう、苫小牧保健所職員が訪問による歯科保健サービスを行っています。

○対象者

- ・在宅の心身しょうがい児・者（年齢・しょうがい者手帳の有無は問いません）
- ・在宅の難病患者、療養者

○内容

- ・歯や口腔内の健康診査
- ・歯や口腔内のケア方法の指導
- ・虫歯、歯周病予防などの保健指導・予防措置
- ・家庭におけるフッ素応用の指導

○利用料

- ・無料

○申し込み方法及び問合せ先

- ・下記にお電話で申し込みください。

苫小牧保健所企画総務課企画係 電話：0144-34-4168

住所：苫小牧市若草町2丁目2番21号

(5) こころの健康相談（苫小牧保健所）

○こころの病気について専門職員（精神科医師、保健師）が相談に応じます。

相談例：こころの病気を知りたい、家族や周囲のこころの病気の対応について知りたい。

思春期のこころのトラブル、アルコールや薬物など依存症の問題 など

○保健所の定期相談

①精神保健相談

- ・予約制：専門職員（精神科医師、保健師）が相談に応じます。
  - ・偶数月：第一木曜日 奇数月：第一火曜日（ただし祝祭日を除く）
- ※相談日の3日前までに予約が必要です。

②思春期精神保健相談

- ・予約制：専門職員（精神科医師、保健師）が相談に応じます。
  - ・偶数月：第二月曜日 奇数月：第二木曜日（ただし祝祭日を除く）
- ※相談日の3日前までに予約が必要です。

○申し込み方法及び問合せ先

- ・下記にお電話で申し込みください。

苫小牧保健所健康推進課健康支援係

電話：0144-34-4168

住所：苫小牧市若草町2丁目2番21号

(6) こころの健康相談（町への随時相談）

- ・町の保健師が電話や来所相談に対し、随時相談に応じます。

○連絡先

- ・下記まで気軽に相談ください。

①来所相談希望の方

早来地区在住の方～安平町役場早来庁舎 住民生活課住民サービスグループ

追分地区在住の方～安平町役場追分庁舎 健康福祉課健康推進グループ

②電話相談希望の方（訪問希望の方も下記へ問い合わせください。）

健康福祉課健康推進グループ

電話：0145-29-7071

## ■難病患者の福祉サービス・医療費助成制度について

（１）難病患者の障害福祉サービスについて

○平成25年4月から施行された障害者総合支援法では、しょうがい者の範囲に「難病等」の方々が加わりました。対象となる疾病は332疾病で、対象者は身体障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

○申請に必要なもの～疾患名がわかる診断書又は特定疾患医療受給者証

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

（２）特定疾患・難病等の医療費助成制度

○特定医療費（指定難病）・特定疾患医療（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）

・国で定められた306疾病を対象に、各医療保険の患者負担分の一部又は全部を助成します。

・生計中心者の所得税の課税額により、患者負担額の上限が区分されます。

○特定医療費（指定難病）（「特定疾患治療研究事業」）

・国が定める3疾病、道が独自に定める4疾病を対象に、各医療保険の患者負担分の一部又は全部を助成します。

・生計中心者の所得税の課税額により、患者負担額の上限が区分されます。

○ウイルス性肝炎進行防止対策

・B型、C型のウイルス性肝炎で、ラミブジンやインターフェロン等の抗ウイルス療法実施中の方、又はGPT値基準値が2倍以上の方、肝硬変・ヘパトーム（原発性肝がん）と診断されている方で、ウイルス性（B型・C型）の方の治療に関わる医療費（入院・外来）及び保険調剤薬局の費用を助成します。

・生計中心者が住民税課税の場合は、一医療機関ごとに入院40,200円、外来12,000円を超過した額を助成します。住民税非課税の場合は、患者負担額の全額を助成します。

○橋本病重症患者対策

・橋本病の方の治療に関わる医療費（入院・外来）及び保険調剤薬局の費用を助成します。  
・生計中心者が住民税課税の場合は、一医療機関ごとに入院40,200円、外来12,000円を超過した額を助成します。住民税非課税の場合は、患者負担額の全額を助成します。

○在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成

・在宅で酸素濃縮器や人工呼吸器を使用する方に対し、電気料金の一部を助成します。  
・1日あたり使用時間が12時間未満の方は月額1,000円、12時間以上の方は月額

2,000 円を助成します。

○申請先及び問合せ先

苫小牧保健所健康推進課保健係

電話：0144-34-4168

住所：苫小牧市若草町2丁目2番21号

## ■コミュニケーションに関する支援

(1) 手話通訳員の派遣

○聴覚、言語機能、音声機能などのしょうがいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を円滑にするため、手話通訳員の派遣を行っています。

○手話通訳員の派遣

・聴覚などしょうがいのある方が、官公庁での手続き、医療機関の受診、各種講演会への参加などにおいて、円滑な意思疎通が図られるよう、手話通訳員を派遣します。

・派遣には事前の手続きが必要となります。

・派遣費用は無料です。

※宗教団体や政治団体が主催するもの、企業の営利に関するものへの手話通訳員の派遣は対象外となります。

(2) 要約筆記通訳員の派遣

○手話の取得が困難な中途難失聴者に対して、研修会及び講演会を通じて社会参加の促進を図るため、要約筆記通訳員の派遣を行っています。

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

## ■自動車の利用に関する制度・支援等

### (1) しょうがい者に関する標識等

#### ○代表的な表示マーク

<p>①身体障害者標識</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は努力義務となっています。</p> <p>危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>②聴覚障害者標識</p> <p>聴覚しょうがいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は義務となっています。</p> <p>危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	
<p>③国際シンボルマーク</p> <p>しょうがいを持つ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。しょうがいを持つ人々が住みやすいまちづくりを目的として、昭和44年に国際リハビリテーション協会により採択されました。</p> <p>このマークはシンボルマークであり、個人の自動車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p>	
	

(2) 駐車禁止適用除外指定車標章の交付

○身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの方で、指定駐車禁止場所に駐車する必要がある方は、駐車禁止適用除外指定車標章の交付を受けることができます。

○交付対象者

- ・身体障害者手帳所持者、戦傷病者

しょうがい区分		身体障害者手帳	戦傷病者
		しょうがい種別	しょうがい程度
視覚		1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能		1級から5級	特別項症から第4項症
上肢機能		1級から2級の2	特別項症から第3項症
下肢機能		1級から5級	特別項症から第4項症
体幹機能		1級から5級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能しょうがいがある場合を除く)	
	移動機能	1級から5級	
心臓機能		1級及び3級	特別項症から第3項症
腎臓機能		1級及び3級	特別項症から第3項症
呼吸器機能		1級及び3級	特別項症から第3項症
膀胱又は直腸機能		1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能		1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級及び3級	
肝臓機能		1級及び3級	特別項症から第3項症

- ・上記以外

しょうがい区分	要件
知的	療育手帳A判定
精神	精神障害者保健福祉手帳1級
小児慢性特定疾患	色素性乾皮症

○利用方法

- ・適用除外標章の交付を受けた方は、自動車やタクシー乗車時に掲示して使用します。
- ・自家用車を所有していない、運転免許証を所有していない方も上記要件を満たすことで適用除外標章の交付を受けられます。

○申請先及び問合せ先

苫小牧警察署交通課規制係

住所：苫小牧市旭町3丁目5-12

電話：0144-35-0110

## ■その他の制度

### (1) 緊急通報システムの設置について

#### ○対象

・独居の身体障害者又は夫婦のいずれかが身体障害者である世帯の生計中心者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方。

#### ○内容

・北海道安全センターに通報受付業務を委託しており、急病時や事故などの緊急時に、ワンタッチで通報できる機器を貸与します。

・体調面などでの相談もワンタッチで通報できます。

※緊急時に駆けつけることができる協力員が原則2名必要です。

#### ○費用

・工事費用、利用料は無料です。

※自宅の電話回線の状況によっては、設置工事に料金が発生する場合があります。

#### ○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### (2) 災害時等要援護者登録制度

○しょうがい者、一人暮らし高齢者等災害時等において、情報伝達、避難援助その他支援が必要となる方に対し、日常から見守り等の活動を行うための体制を整備するため、これらの者を要援護者として登録する制度です。

#### ○対象

・災害時等に自力で安全な場所へ避難する等適切な行動をとることができない者であって、地域支援者からの見守り等の支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意したものが対象となります。

①75歳以上の一人暮らしの方及び75歳以上の方のみで構成される世帯。

②要介護状態区分が要介護3から要介護5の方。

③身体障害者手帳1級から3級の方。

④療育手帳A判定の方。

⑤精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方。

#### ○内容

・上記の対象で、申請にもとづき事前登録されている要援護者に対し、支援を行います。

①災害時等における情報伝達、避難誘導、安否確認等

②前号の支援を容易にするため、日常生活において行う声掛け、相談等

③日常的な見守り等の支援等

※登録には原則として2名の支援者が必要になります。

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

(3) 介護マークの交付について

○しょうがい者や高齢者を介護する方が、外出先で行う介護の場面で周囲の人から誤解を受けることのないよう、介護する方が使用できる介護マークの交付を受けられます。

○対象

①しょうがい者や高齢者を介護する方

②介護事業所、しょうがい福祉サービス事業で介護に携わる職員の方

③介護ボランティアをしている方

○内容

・首から下げるストラップ付きで介護マークを交付しますので、介護していることを周囲の人に知ってもらいたいときや介助の場面等で介護マークを使用してください。



→介護マーク見本

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

(4) ヘルプマークの交付について

○障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、北海道と連携し、外見からは配慮を必要としていることがわかりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプカードを交付します。

○対象

・援助や配慮を必要としていることが外見からはしょうがいがあるとわかりにくい方

○内容

・吊り下げストラップ付きのヘルプマークを交付しますので、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知ってもらいたい場面で使用してください。



→ヘルプマーク見本

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### (5) 医療的ケア支援事業

○日常的に医療的ケアを必要とするしょうがい児(者)が地域で生活するために必要となる社会活動への参加を確保するため、看護師を派遣して医療的ケアを行います。

○対象者

・看護師が配置されていない小規模通所授産施設、地域活動支援センター等(以下「施設等」という。)に通所している又は通所を希望している医療的ケアが必要なしょうがい児(者)

○内容

・施設等に看護師を派遣し、利用者の身体状況等を観察しながら、必要に応じて吸引、水分補給、胃ろう管理、気管カニューレ管理、てんかん発作の対応等の医療的ケアを行います。

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

## 5 税・公共交通機関運賃・公共料金の減免、割引

### ■税法上の控除など

(1) 所得税・住民税

○身体、又は精神などにしょうがいのある方、又はこれらのしょうがい者のいる世帯の方に対し、各種税金の控除があります。

○障害者控除

控除種別(一人につき)	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	270,000円	260,000円
特別障害者控除	400,000円	300,000円
同居特別障害者控除	750,000円	530,000円

○対象者

①特別障害者控除

- ・重度の精神上のしょうがいにより事理を弁識する能力を欠く状態にある人
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、重度の知的しょうがい者と判断された人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ・身体障害者手帳1級又は2級の人
- ・精神又は身体にしょうがいのある65歳以上の人で、しょうがいの状態が上記要件に準ずるものとして、市町村長や福祉事務所長の認定を受けた人
- ・戦傷病者手帳特別項症から第3項症の人
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている人
- ・常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人

## ②障害者控除

- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的しょうがい者と判定された人
- ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の人
- ・身体障害者手帳3級から6級の人
- ・精神又は身体にしょうがいのある65歳以上の人で、しょうがいの状態が上記要件に準ずるものとして、市町村長や福祉事務所長の認定を受けた人
- ・戦傷病者手帳第4項症から第6項症、第1～第5款症の人

## ○同居特別障害者とは

- ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、本人又はその配偶者、もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方です。
- ・16歳未満であっても、障害者控除は受けられます。

## ○問合せ先

所得税～苫小牧税務署

電話：0144-32-3165

住民税～安平町役場税務住民課税務グループ 電話：0145-22-2513

## (2) 相続税

○相続人がしょうがい者であるときは、85歳以上に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合は12万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

## ○対象者

### ①特別障害者控除

- ・重度の精神上のしょうがいにより事理を弁識する能力を欠く状態にある人
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、重度の知的しょうがい者と判断された人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ・身体障害者手帳1級又は2級の人
- ・精神又は身体にしょうがいのある65歳以上の人で、しょうがいの状態が上記要件に準ずるものとして、市町村長や福祉事務所長の認定を受けた人
- ・戦傷病者手帳特別項症から第3項症の人
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている人
- ・常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人

### ②障害者控除

- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的しょうがい者と判定された人
- ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の人
- ・身体障害者手帳3級から6級の人
- ・精神又は身体にしょうがいのある65歳以上の人で、しょうがいの状態が上記要件に準ずるものとして、市町村長や福祉事務所長の認定を受けた人

るものとして、市町村長や福祉事務所長の認定を受けた人

- ・戦傷病者手帳第4項症から第6項症、第1～第5款症の人

○問合せ先

苫小牧税務署

電話：0144-32-3165

### (3) 個人事業税

○しょうがい者、老年者（65歳以上）及び寡婦（寡夫）が事業主で、総所得が310万円以下の場合に限り、事業税が免除されることがあります

○問合せ先

北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 電話：0144-32-5178

### (4) 自動車税・軽自動車税・自動車取得税

○しょうがい者のために使用する自家用自動車で、次に該当する場合は、減免の対象となります。なお、減免の対象となる自動車はしょうがい者1人につき自動車1台に限られます。

○対象となる自動車

①「しょうがい者が所有する自動車」又は「しょうがい者と生計を同じくする方が所有する自動車」で、

ア もっぱらそのしょうがい者が運転するもの

イ 通院・通学・通所等のために、おおむね週1日以上運転することが継続的に行うもの（しょうがい者を同乗させる場合に限り）※用途に応じた証明が必要です。

②「しょうがい者だけで構成される世帯のしょうがい者が所有する自動車」で、介護する方がその世帯のしょうがい者の通院・通学・通所等のために、おおむね週1日以上運転することを継続的に行うもの（しょうがい者を同乗させる場合に限り）※常時介護証明書が必要です。

③構造上、身体しょうがい者が利用するためのものと認められる自動車（車いす等の昇降装置や固定装置等を装着している、又は福祉車両であること）

※販売店の福祉車両証明書、又は福祉車両であることが記載された車検証のコピーが必要です。

※8ナンバー以外は、構造の確認ができる書類。

○対象者

①身体障害者手帳の交付を受けているもので、下記表の範囲に該当する方

しょうがい区分	しょうがい種別
視覚	1級、2級、3級、4級
聴覚	2級、3級
平衡機能	3級、5級
音声機能	3級（咽頭摘出による音声機能障害に限る）
上肢機能	1級、2級、3級
下肢機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級

体幹機能		1 級、2 級、3 級、5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、2 級、3 級
	移動機能	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
心臓機能		1 級、3 級、4 級
腎臓機能		1 級、3 級、4 級
呼吸器機能		1 級、3 級、4 級
膀胱又は直腸機能		1 級、3 級、4 級
小腸機能		1 級、3 級、4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1 級、2 級、3 級、4 級
肝臓機能		1 級、2 級、3 級、4 級

②療育手帳の交付を受けている方、又は知的障害者更生相談所や児童相談所の交付する判定書により、知的しょうがいがあると判定された方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は精神保健指定医の診断書により、精神しょうがいがあると診断された方

④戦傷病者手帳の交付を受けている方（該当範囲は問合せ先にご確認ください）

※軽自動車税の減免申請期間は、5月上旬の「軽自動車税納税通知書」の発布日から5月末日の納期限までです。

○問合せ先

自動車税・自動車取得税

～北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 電話：0144-32-5178

軽自動車税

～安平町役場税務住民課税務グループ 電話：0145-22-2513

#### （5）少額貯蓄の非課税

○額面350万円を限度として、一定の手続きにより預貯金の利息が非課税扱いとなります。

○対象者

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②療育手帳の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④特別障害者手当等を受給している方

⑤障害基礎年金を受給している方

○問合せ先

ご利用されている各金融機関にお問合せください。

## ■町で行う交通料金助成等の制度

### (1) しょうがい者等通所等交通費助成制度

○しょうがい者に対し通所及び通院に要した交通費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする制度です。

#### ○対象者

・町内に在住し、以下の要件のいずれかを満たすもの

- ①自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）を受給している方
- ②障害福祉サービス受給している方（通所系サービスに限る）
- ③児童相談所又は知的障害者更生相談所又は精神科医師において知的しょうがい者と判定若しくは診断された方及び療育手帳の交付を受けている方
- ④知的しょうがい者であるかどうかを判定、診察、診断、治療、訓練、観察、検査及び相談を受けようとする方
- ⑤対象者が20歳未満で、保護者の介添えが必要な場合に介添える方（1人に限る。）

※生活保護受給世帯は移送費支給制度があるため、対象外となります。

#### ○助成の額

町外の通所施設、医療機関への通所又は通院に要した下記の交通費の半額を助成します。

- ①鉄道利用の場合は、普通旅客運賃及び特別急行料金（ただし、片道50km以上に限る。）
- ②路線バス利用の場合は、その運賃

#### ○申請方法及び助成金交付方法

- ①交通費等助成受給資格の申請
- ②受給資格の決定
- ③助成金交付申請（3月、7月、11月の年3回）

※助成金交付には通所施設又は医療機関からの証明書が必要になります。

#### ○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### (2) 特定患者等通院交通費助成制度

○特定患者の通院に要した交通費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする制度です。

#### ○対象者

・町内に在住し、以下の要件のいずれかを満たすもの

- ①特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の交付を受けた方
- ②小児慢性特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の交付を受けた方
- ③対象者が20歳未満で、保護者の介添えが必要な場合に介添える方（1人に限る。）

※生活保護受給世帯は移送費支給制度があるため、対象外となります。

○助成の額

町外の医療機関への通院に要した下記の交通費の半額を助成します。

①鉄道利用の場合は、普通旅客運賃及び特別急行料金（ただし、片道 50km 以上に限る。）

②路線バス利用の場合は、その運賃

○申請方法及び助成金交付方法

①交通費等助成受給資格の申請

②受給資格の決定

③助成金交付申請（3月、7月、11月の年3回）

※助成金交付には医療機関からの証明書が必要になります。

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

（3）通院移送車運行事業

○公共交通機関の利用及び自家用車の運転が困難な方に対し、苫小牧市内、千歳市内、安平町内の医療機関への送迎を行う制度です。

○対象者

①身体障害者手帳所持者で、人工透析療法を受けており、公共交通機関の利用及び自家用車の運転が困難な方

②身体障害者手帳所持者で、公共交通機関の利用及び自家用車の運転が困難な方

※65歳以上の高齢者で、公共交通機関の利用及び自家用車の運転が困難な方もこの事業の対象となっていますので、定員7名を満たした場合には利用が制限される場合があります。

○利用料金

通院先	対象者居住地区			
	遠浅地区	早来地区	安平地区	追分地区
苫小牧市	440円	540円	640円	860円
千歳市	860円	750円	640円	540円
安平町（早来地区）	400円	400円	400円	400円
安平町（追分地区）	400円	400円	400円	400円

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

※下記の医療機関では、人工透析療法を受けている方の無料送迎を行っています。

追分地区～医療法人豊友会 千歳豊友会病院 千歳市富丘 1-618-6

早来地区～医療法人社団 苫小牧泌尿器科・循環器内科 苫小牧市明野新町 2丁目 1-12

#### （４）地域公共交通助成制度

○安平町における地域公共交通機関として、デマンドバス、循環バス、ハイヤー、あつまバスを利用し、医療機関などへの通院や街なか等への買い物等をするしょうがい者等の負担増加を軽減するため、利用料金の助成を行うため、共通回数乗車券を交付する制度です。

○対象者

①満 70 歳以上（翌年 7 月 31 日までに満 70 歳に到達する方を含む。）者で、介護保険料第 3 段階以下の方

②障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか）を所持している方、又は障害基礎年金を受給している方（未就学児を除く）

③生活保護世帯に属する方（未就学児を除く）

④介護保険施設等の入所者

⑤ひとり親世帯に属する方（未就学児を除く）

⑥満 80 歳以上の方

○助成内容

地域公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付します。共通回数乗車券の交付枚数は、50 円券 11 枚つづり、200 円券 11 枚つづり、300 円券 11 枚つづりの共通回数券を組み合わせて、年間 16,500 円分を上限として交付します。なお、交付枚数は申請月に応じて変動します。

○申請方法

①下記申請先で助成の申込手続きを行う。

②助成の決定後、申請月に応じた共通回数乗車券がご自宅に郵送されます。

○助成制度の申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 地域推進課地域推進グループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

#### ■公共交通機関運賃の割引

##### （１）ＪＲ旅客運賃の割引

○身体障害者手帳と療育手帳には、それぞれ旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が記載されています。この種別により、受けられる割引が異なります。

○対象者

①第 1 種：しょうがい者が、付き添いの方とＪＲ線、連絡車線の鉄道自動車線、航路を乗車船する場合、距離に制限無く、しょうがい者本人とつき園方の普通運賃、普通急行料金が半額になります。しょうがい者本人のみで乗車する場合は、第 2 種と同じ取扱いになります。

②第 2 種：乗車船距離が片道 100 km を超える区間に限り、しょうがい者本人の普通運賃が半額になります。

○問合せ先

ＪＲ北海道旅客鉄道株式会社 電話：011-222-7111

## (2) 航空機の運賃割引

○身体障害者手帳と療育手帳には、それぞれ旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が記載されています。この種別により、受けられる割引が異なります。

### ○対象者

- ・身体障害者手帳

①第1種：しょうがい者が介護者とともに、又は単独で旅行する場合に、しょうがい者本人及び介護者1名に対し、それぞれ航空機運賃が割引されます。なお、介護者とは、航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、同時に同一区間を旅行するものをいいます。

②第2種：しょうがい者本人の航空機運賃が割引されます。

- ・療育手帳

①第1種：療育手帳に「航空割引本人・介護者」の証明印が押されます。割引の内容は身体障害者手帳第1種と同様です。

②第2種：療育手帳に「航空割引本人」の証明印が押されます。割引の内容は身体障害者手帳第2種と同様です。

### ○割引内容

運賃額は各航空運送事業者が設定するため、割引率も各航空運送事業者によって異なります。航空券を購入するときに、身体障害者手帳又は療育手帳の掲示が必要です。

### ○問合せ先

ご利用を予定される各航空会社支店、営業所、指定代理店にお問い合わせください。

## (3) バス・フェリーの運賃割引

○しょうがい者に対し、バス・フェリーの運賃割引があります。

### ○対象者

- ①身体障害者の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方

### ○割引内容

各バス会社、各フェリー会社によって取扱の有無が異なります。割引を受けるときは、乗車時等に身体障害者手帳又は療育手帳の掲示が必要です。

### ○問合せ先

ご利用を予定される各バス会社、各フェリー会社にお問い合わせください。

## (4) タクシー運賃の割引

○しょうがい者に対し、タクシー運賃の割引があります。

### ○対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方

## ○割引内容

タクシーの乗車運賃が1割引になります。割引を受けるときは、乗車時等に身体障害者手帳又は療育手帳の掲示が必要です。

## ○問合せ先

ご利用を予定されるタクシー会社にお問い合わせください。

### (5) 地下鉄・市電の運賃割引

○しょうがい者に対し、地下鉄・市電の運賃割引があります。

## ○対象者

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②療育手帳の交付を受けている方

## ○割引内容

地下鉄・市電の乗車券、定期券が半額割引になります。割引を受けるときは、乗車券又は定期券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳の掲示が必要です。

※介護者も含まれます。

## ○問合せ先

札幌市交通局 電話：011-232-2277

## ■公共料金等の減免

### (1) 有料道路通行料金の割引

○身体障害者手帳と療育手帳の記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別に応じて、有料道路通行料金の割引を受けることができます。

## ○対象者

・身体障害者手帳、療育手帳

①第1種：しょうがい者本人及び介護人が運転する場合、割引されます。

②第2種：しょうがい者本人が運転する場合のみ、割引されます。

## ○対象自動車

・しょうがい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族の自家用車が対象となります（対象自動車1台に限り、手続きが可能です）。

※上記の方が自動車を所有していないときは、しょうがい者本人を継続して日常的に介護している方の自動車も対象になります（日常的な介護状況を申告する必要があります）。

## ○割引内容

通常料金の半額

## ○申請必要書類

①第1種の方～身体障害者手帳又は療育手帳、車検証原本

②第2種の方～身体障害者手帳又は療育手帳、車検証原本、しょうがい者本人の運転免許証

※ETCの割引登録もご希望される場合は、下記の書類も必要になります。

- ・しょうがい者本人名義のETCカード（しょうがい者本人が未成年の場合は、保護者名義のETCカードでも可能）
- ・ETC車載器セットアップ証明書

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

(2) NHK放送受信料の免除

○要件を満たすしょうがい者世帯について、NHK放送受信料が全額免除又は半額免除になります。

○対象者

区分	全額免除(世帯員にしょうがい者がいる場合)	半額免除(世帯主がしょうがい者の場合)
身 体 しょうがい者	身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税	・世帯主が視覚しょうがい者又は聴覚しょうがい者 ・世帯主が身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
知 的 しょうがい者	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により、知的しょうがいと判定された方がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税	世帯主が児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により、重度の知的しょうがいと判定された方（療育手帳A判定）
精 神 しょうがい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税	世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
生 活 保 護	生活保護を受給している世帯	

○申請に必要なもの

印鑑、各種障害者手帳、NHKお客様番号のわかるもの（領収書など）

※生活保護を受給している世帯は、生活保護受給証明などの受給していることがわかるもの

○申請先

早来地区在住の方～安平町役場総合庁舎 健康福祉課福祉グループ

追分地区在住の方～安平町役場総合支所 住民サービス課住民サービスグループ

【問合せ先】 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

### (3) NTT 無料番号案内

○NTTの番号案内を利用する場合に、利用料の免除を受けることができます。

#### ○対象者

区分	しょうがい種別及び等級
身体障害者手帳	視覚しょうがい 1～6級
	上肢障害 1級、2級
	体幹障害 1級、2級
身体障害者手帳	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害） 1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（異動機能障害） 1級、2級
療育手帳	A判定、B判定
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級、3級

#### ○申請方法

事前にNTTに電話連絡、又は郵送で申込を行う必要があります。

#### ○利用方法

番号案内を利用する際に、オペレーターに申し出ることとなります。

#### ○問合せ先

NTTふれあい案内 電話：0120-10-4174

※最寄のNTT支店、又は営業所でも申し込み出来ます。

### (4) 郵便料金の免除

○点字郵便物、盲人用録音郵便物に対し、郵便料金が無料扱いになります。

#### ○点字郵便物とは

点字のみを掲げたものを内容とするものです。

#### ○特定録音物等郵便物とは

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限りです。

#### ○問合せ先

早来地区在住の方～日本郵便(株)早来雪だるま郵便局 電話：0145-22-2455

追分地区在住の方～日本郵便(株)追分郵便局 電話：0145-25-3133

### (5) 携帯電話料金の割引

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を対象に割引サービスがあります。しょうがいの等級による制限はありません。

#### ○問合せ先

現在ご使用されている、又は使用を予定している各携帯電話会社にお問い合わせください。

(6) 福祉用電話機器の利用料金等割引

○福祉用電話機器（シルバーホン、ファックス信号装置）の取付け工事を行い、機器を使用を希望する場合、その工事費及び機器使用料を一般の半額程度助成します。

○対象者

①65歳以上で一人暮らしの高齢者

②しょうがい者

○問合せ先

NTT東日本北海道支店 電話：011-212-4010

※最寄のNTT支店、又は営業所でも申し込み出来ます。

(7) 安平山スキー場及びパークゴルフ場利用料の減免等

○しょうがい者本人及び介護者のスキー場リフト料金及びパークゴルフ場利用料金を減免します。

○対象者

・全額免除

①安平町内にお住まいで身体障害者手帳の交付を受けている方

②安平町内にお住まいで療育手帳の交付を受けている方

③安平町内にお住まいで精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④上記の介護者

・半額免除

①町外にお住まいで身体障害者手帳の交付を受けている方

②町外にお住まいで療育手帳の交付を受けている方

③町外にお住まいで精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④上記の介護者

○申請方法

安平山スキー場券売所及び安平山パークゴルフ場券売所で身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示

○問合せ先

安平町教育委員会社会教育グループ 電話：0145-29-7036

(8) 安平町スポーツセンター（せいこドーム）利用料の減免等

○しょうがい者本人及び介護者のプールとアリーナの利用料金を減免します。

○対象者

・全額免除

①安平町内にお住まいで身体障害者手帳の交付を受けている方

②安平町内にお住まいで療育手帳の交付を受けている方

③安平町内にお住まいで精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④上記の介護者

・半額免除

- ①町外にお住まいで身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②町外にお住まいで療育手帳の交付を受けている方
- ③町外にお住まいで精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④上記の介護者

○申請方法

スポーツセンター受付窓口で身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示。

○問合せ先

安平町教育委員会社会教育グループ 電話：0145-29-7036

(9) 公共施設の使用料金、利用料金、入場料等の減免等

○しょうがい者本人及び介護者の公共施設使用料金等が減免されます。

○対象施設

博物館、動物園、水族館、映画館、運動施設、レジャー施設など

○対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②療育手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④上記の介護者

○申請方法

公共施設の料金窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を掲示

○問合せ先

利用する公共施設にお問い合わせください。

(10) 保育料の減免

○はやきた子ども園、おいわけ子ども園を利用される場合について、しょうがい児のいる家庭の保育料が減免されます。

○入園手続きや保育料以外の経費など、子ども園の利用に関する詳細な内容については、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

○保育料について

■幼稚園（1号認定）※幼児教育無償化により、全員無料

※小学1～3年生にきょうだいがいる場合は、子ども園在籍のお子さんが第2子以降の扱いになるため、保育料が半額または無料になります。

・母子家庭等、在宅しょうがい者(児)のいる家庭の軽減について

階層区分	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
②町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000円未満の一部 (所得割課税額 77,101円未満の世帯)	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円

※上記階層区分の世帯については、第2子以降は0円になります。

一定額以下の方は、  
小学生以上の方も含めます。

・多子軽減について（3歳児以上）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子は1/2の額 第3子以降は0円 ただし、階層②の第2子は0円
③所得割課税額 48,600円未満		
④所得割課税額 97,000円未満の一部 (所得割課税額 57,700円未満の世帯)		
上記以外	小学校就学前まで	

・多子軽減について（3歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満		
④所得割課税額 97,000円未満		
⑤所得割課税額 169,000円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第2子は1/2の額 第3子以降は0円 ただし、階層②の第2子は0円

■保育所（2・3号認定）※第2子半額、第3子無料

3歳未満児の安平町での保育料は、国が定める額の“半額”にしています。  
3歳以上児の安平町での保育料は、幼児保育無償化により全員無料です（別途給食費がかかります）。

階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
②町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
③町民税所得割課税額 48,600 円未満	9,750	9,650	0	0	0	0
④町民税所得割課税額 97,000 円未満	15,000	14,800	0	0	0	0
⑤町民税所得割課税額 169,000 円未満	22,250	21,950	0	0	0	0
⑥町民税所得割課税額 301,000 円未満	30,500	30,050	0	0	0	0
⑦町民税所得割課税額 397,000 円未満	40,000	39,400	0	0	0	0
⑧町民税所得割課税額 397,000 円以上	51,410	49,570	0	0	0	0

※子ども園同時在籍の児童がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料になります。

○母子家庭等、在宅しょうがい者（児）への軽減について

階層区分	3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
②町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600 円未満	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円
④所得割課税額 97,000 円未満の一部 (所得割課税額 77,101 円未満の世帯)	4,500円	4,500円	0円	0円	0円	0円

※上記階層区分の世帯については、第2子以降は0円になります。

○多子軽減について（3歳児以上）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子は1/2の額 第3子以降は0円 ただし、階層②の第2子は0円
③所得割課税額 48,600 円未満		
④所得割課税額 97,000 円未満の一部 (77,101 円所得割課税額円未満の世帯)		
上記以外	小学校就学前まで	

一定額以下の方は、  
小学生以上の方も含めます。

## ○多子軽減について（3歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600 円未満		
④所得割課税額 97,000 円未満		
⑤所得割課税額 169,000 円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第2子は1/2の額 第3子以降は0円 ただし、階層②の第2子は0円

### ○幼稚園／保育所共通事項

- 母子世帯等や多子軽減に該当する世帯へは、自動的に保育料を軽減します。
- 保育料は、世帯収入およびお住まいの自治体によって異なります。安平町外から入園する場合は、お住まいの自治体へお尋ねください。
- 町民税所得割課税額は、保護者の合計額で計算します。例えばひとり親の場合でも、祖父母の方が同居しているときは、その同居者の課税額を合計して計算する場合があります。
- 保育料は、今後変更となることがあります。

### ○問い合わせ先

教育委員会 学校教育グループ 電話：0145-29-7036

■各種選挙における郵便等投票

○身体に重度のしょうがいがあり、投票日に投票所に行けない方は、郵便等で投票することができます。

○対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、次の表に掲げる対象要件に該当する方が郵便等で投票できます。

対象しょうがい等	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢機能	1級、2級	特別項症～第2項症	
体幹機能	1級、2級	特別項症～第2項症	
移動機能	1級、2級		
心臓機能	1級、3級	特別項症～第3項症	
腎臓機能	1級、3級	特別項症～第3項症	
呼吸器機能	1級、3級	特別項症～第3項症	
膀胱又は直腸機能	1級、3級	特別項症～第3項症	
小腸機能	1級、3級	特別項症～第3項症	
免疫機能	1級、2級、3級		
肝臓機能	1級、2級、3級	特別項症～第3項症	
要介護状態区分			要介護5

○申請手続き

投票するには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、安平町選挙管理委員会に申請してください。

○代理記載制度が利用できる方

郵便等投票をすることができる方で、次の表に掲げる対象要件に該当する方は代理記載制度が利用できます。

対象しょうがい	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢機能	1級	特別項症～第2項症
視覚しょうがい	1級	特別項症～第2項症

○問合せ先

安平町選挙管理委員会 電話：0145-22-2511

■成年後見制度等について

(1) 成年後見制度

○判断能力が不十分で、かつ財産管理及び身上監護に関する契約や遺産分割等の法律行為が困難な方を保護し、支援する制度です。

①後見人等の援助の範囲

不動産・重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産相続、介護契約、訴訟行為、施設入所等の各種サービス利用契約等。

## ②援助者について

判断能力の程度により、補助人、保佐人、成年後見人等が、家庭裁判所で選任されて、対象の方へ援助します。

## ③申立て

家庭裁判所へ成年後見人等の申立てを行います。

・家庭裁判所への申立てには、郵便切手、収入印紙が必要となります。その他に精神鑑定を実施する場合は、鑑定費用が必要となります。

## ④町長による申立て

・申立てをする者がいなくて、福祉を図るため（福祉的な契約やサービス提供など）特に必要があると認められた概ね65歳以上の高齢者、又は知的しょうがい者、精神しょうがい者については、成年後見開始等の審判の申立てを町長が行うことができます。

### 【問合せ先】

・札幌家庭裁判所苫小牧支部 苫小牧市旭町2丁目7-12 電話：0144-32-3295

### 【町長による申立て問合せ先】

・しょうがい者～健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

・高齢者～健康福祉課国保・介護グループ 電話：0145-29-7072

住民サービス課住民サービスグループ 電話：0145-25-2411

## （2）任意後見制度

○本人に判断能力があるうちに、前もって任意後見人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくことができる制度です。本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てます。

### 【問合せ先】

・札幌家庭裁判所苫小牧支部 苫小牧市旭町2丁目7-12 電話：0144-32-3295

・苫小牧公証役場 苫小牧市表町2丁目3-23 電話：0144-36-7769

## （3）成年後見登記制度

○成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などを東京法務局に登記し、証明書の交付を受けることができます。

・手数料

登記事項の証明書～1通 550円

登記されていないことの証明書～1通 300円

※証明書の窓口交付事務は、札幌法務局本局で取り扱っています。

### 【問合せ先】

・札幌法務局苫小牧支局 苫小牧市旭町3丁目3-7 電話：0144-34-7151

・札幌法務局民事行政部戸籍課成年後見証明窓  
札幌市北区北8条西2丁目1-1 電話：011-709-2311

#### （４）日常生活自立支援事業（旧：地域福祉権利擁護事業）

○高齢やしょうがいにより、日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方が、地域で安心して暮らせるように、支援する事業です。

##### ○支援内容

- ①福祉サービスの利用にあたっての相談、助言など
- ②日常的なお金の管理（公共料金の支払など）
- ③必要により重要な書類等の預かり（金融機関の貸金庫を利用）

##### ○事業の利用方法

- ・安平町社会福祉協議会と利用契約を結びます。

##### ○利用料金について

- ・利用1回1時間程度で1,200円と交通費の実費がかかります。
- ・生活保護を受給している方は無料です。
- ・書類等の預かりで、金融機関の貸金庫利用の場合は、貸金庫利用料金の実費がかかります。

【問合せ先】 社会福祉法人安平町社会福祉協議会 電話：0145-22-3061

#### ■相談機関、当事者団体など

##### ○相談機関

###### （１）民生委員・児童委員

- ・民生委員、児童委員は安平町民生委員推薦会で審議され、北海道地方社会福祉審議会で認められた者が、北海道知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されています。
- ・民生委員は、それぞれの担当地区において生活保護世帯、高齢者、しょうがい者、母子及び寡婦などの用援護者の方々に必要な相談、援助をします。

また、福祉行政の協力者として、地域で生活する方々の福祉のサービスに結びつけるパイプ役もしています。

- ・主任児童委員は地域にあって時代を担う子どもたちが健やかに育つよう見守り、その手助けをし、児童相談所や安平町役場などの公的機関と連携しています。

##### 【問合せ先】

安平町民生委員児童委員協議会

事務局 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071

###### （２）人権擁護委員

- ・人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、安平町長が推薦し、法務大臣が委嘱した人権擁護活動を担う任務を持った民間の人たちです。

この人権擁護委員制度は、日頃地域に根ざした活動を行っている人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

・安平町人権擁護委員協議会では、上記の趣旨をふまえ、子ども、高齢者、女性、しょうがいのある人々への虐待、いじめ、DV、職場でのセクシャル・ハラスメント等の人権侵害に速やかに対処するため「困りごとなんでも相談」を行っています。

安平町の人権擁護委員は次のとおりです。

人権擁護委員 名簿
沼田 厚一
金川 優美子
小野寺 捷
須貝 英子

【問合せ先】

- ・安平町人権擁護委員協議会  
事務局 健康福祉課福祉グループ 電話：0145-29-7071
- ・みんなの人権110番 電話：0570-003-110
- ・子どもの人権110番 電話：0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 電話：0570-070-810

(3) 身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員

町内において、町や北海道から委嘱された相談員が、虐待や差別等の不利益な扱い、地域で暮らすしょうがいの者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、北海道地域づくり委員会や安平町役場と密な連携を行うパイプ役も担っています。

相談員氏名	電話番号	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	地域相談員
福永 久美子	0145-23-2322	○		○
谷津 優子	0145-25-2591		○	○

(4) 子ども発達支援センター

○発達に心配があるお子さんの発達に合わせ、専門職員が支援しているセンターです。

○対象者

就学前のお子さんで、下記のような心配のあるお子さんです。

- ・お友達とうまく遊べない。
- ・うちの子の言葉、ちょっと遅いの？（発音・吃音）
- ・行動面でちょっと気になる（多動で落ち着きがない・自閉傾向がある）
- ・運動面に少し遅れがあるの？（不器用・感覚過敏、鈍麻）

○支援内容

お子さんの発達に合わせて、集団や個別の中で遊びを通じて成長を助け、お母さん、お父さんを応援します。

○相談先

【保健師】

健康福祉課 健康推進グループ 電話：0145-29-7071

【子ども発達支援センター】

健康福祉課 福祉グループ 電話：0145-29-7071

○当事者団体

(1) 安平町手をつなぐ育成会

・活動目的

知的しょうがい者や発達しょうがい者及び児童とその家庭の福祉の増進を図ることを目的として、会員間の交流事業や勉強会など、日々活動しています。

・活動内容

毎月開催される定例会、年2回の交流会、勉強会、料理教室などの交流・学習行事を行っています。また、毎年7月に行われるあびらうまか祭りにも出店しています。

【問合せ先・入会申込先】

問合せ及び入会申込先 氏名	電話
会長：村上 澄江	0145-25-3789

(2) 早来断酒会

・活動目的

アルコールの問題で悩んでいる方やその家族の方が同じ悩みを共有し、酒害体験を互いに傾聴し合いながら、個々人が断酒を継続していくことで、社会参加への回復を目指すことを目的として、定例会や学習会など、日々活動しています。

・活動内容

会員が断酒を継続できるように、お互いの酒害体験を話し、傾聴し合う定例会を毎月第2、第4月曜日に定例会を開催しています。

【問合せ先】

・健康福祉課 健康推進グループ 電話：0145-29-7071

## 連絡先一覧

機関名	住 所	電話番号
安平町役場 総合庁舎		
健康福祉課福祉グループ	安平町早来大町 95 番地	0145-29-7071
国保・介護グループ	〃	0145-29-7072
健康推進グループ	〃	0145-29-7071
総務課 総務グループ	〃	0145-22-2511
税務住民課 税務グループ	〃	0145-22-2513
安平町教育委員会 学校教育グループ	〃	0145-29-7036
社会教育グループ	〃	0145-29-7036
安平町役場 総合支所		
住民サービス課住民サービスグループ	安平町追分中央 1 番地 40 (ぬくもりセンター内)	0145-25-2411
安平町社会福祉協議会	安平町早来大町 41 番地	0145-22-3061
胆振総合振興局苫小牧道税事務所	苫小牧市旭町2丁目8番15号	0144-32-5178
苫小牧税務署	苫小牧市旭町 3 丁目 4 番 17 号	0144-32-3165
苫小牧保健所	苫小牧市若草町 2 丁目 2 番 2 1 号	0144-34-4168
苫小牧警察署	苫小牧市旭町 3 丁目 5 番 12 号	0144-35-0110
住宅金融支援機構	札幌市中央区北 3 条西 13 丁目 3 番地 13	0570-0860-35
NTT 東日本北海道支店	札幌市中央区北 1 条西 6 丁目アーバンB	011-212-4010
JR 北海道	JR 北海道電話案内センター	011-222-7111
札幌市交通局	札幌市交通案内センター	011-232-2277

◀ 資料 ～旅客鉄道運賃割引による区分▶

第1種身体障害者、第2種身体障害者の区分

身体障害者手帳の障害等級により区分されます。

———— 第1種身体障害者

- - - - 第2種身体障害者

障害区分 \ 手帳等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	————	————	————	4級の1 - - - -	- - - -	- - - -
聴覚障害	————	————	————	- - - -	- - - -	- - - -
平衡機能障害	————	————	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
音声、言語、そしゃく機能障害	————	————	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
上肢不自由	————	2種の1、2種の2 - - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
下肢不自由	————	————	3種の1 - - - -	- - - -	- - - -	- - - -
体幹不自由	————	————	————	————	- - - -	- - - -

障害区分 \ 手帳等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
脳病変による運動機能障害（注1）	上肢機能障害	注2 ————	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
	移動機能障害	————	注3 ————	- - - -	- - - -	- - - -
心臓機能障害	————	————	————	————	————	————
じん臓機能障害	————	————	————	————	————	————
呼吸器機能障害	————	————	————	————	————	————
ぼうこう又は直腸の機能障害	————	————	————	- - - -	- - - -	- - - -
小腸機能障害	————	————	————	————	————	————
免疫機能障害	————	————	————	————	————	————
肝臓機能障害	————	————	————	————	————	————

注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に限ります

注2 1上肢のみに運動機能障害がある人は、第2種身体障害者となります。

注3 1下肢 " "

第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分

○第1種知的しょうがい

- (1) 知能指数(IQ)がおおむね35以下であって、日常生活において常時介護を要する程度の方
- (2) 肢体不自由、盲目、ろうあ等のしょうがいを有し、知能指数(IQ)がおおむね50以下であって日常生活において常時介護を要する程度の方

○第2種知的しょうがい～第1種以外の方





≪ 資料 ～障害基礎年金・障害厚生年金障害等級表≫

1級

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力）
  2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  4. 両上肢のすべての指を欠くもの
  5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
  8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの（矯正視力）
  2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
  4. そしゃくの機能を欠くもの
  5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  9. 一上肢のすべての指を欠くもの
  10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  11. 両下肢すべての指を欠くもの
  12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
  14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◀ 資料 ～障害厚生年金障害等級表▶

3級

1. 両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの（矯正視力）
2. 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の十趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（備考）

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位指節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

◀ 資料 ～特別障害者手当障害程度表▶

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- 対象者** 20歳以上の重度の障害者であって、次のアからエまでの一つに該当するものを対象とします。
- ア 別表2の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が2つ以上存するもの。
  - イ 別表2の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障害が2つ存し、合わせて3つの障害が存するもの。
  - ウ 別表2の3から5までに規定する身体の障害が1つ存し、それが特に重要であるため、日常生活動作能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。
  - エ 別表2の6から7に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は、精神の障害にあつては、日常生活能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。

◀ 資料 ～障害児福祉手当障害程度表▶

1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注) 視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◀ 資料 ～特別児童扶養手当障害程度表▶

1級

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  3. 両上肢の機能に著しい障害を有すもの
  4. 両上肢のすべての指を欠くもの
  5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
  8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの
  2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  3. 平衡機能に著しい障害を有すもの
  4. そしゃくの機能を欠くもの
  5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  9. 一上肢のすべての指を欠くもの
  10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  11. 両下肢すべての指を欠くもの
  12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
  14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### ～「障害」のひらがな表記について～

安平町では、町民の皆様の「しょうがい」に対する理解を深める契機と、ノーマライゼーション社会の実現に向けての取り組みをより一層進めていくことを目的に「しょうがい」とひらがな表記を実施しています。なお、法令上等ひらがな表記ができないもの等については「障害」と表記しています。文中において「しょうがい」「障害」が混在しておりますのでご了承ください。